

# 土地改良事業参加申出書の提出について（お願い）

令和6年12月11日

平素は、当改良区の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、12/9頃より、農地中間管理事業等を通じて農地の貸し借りをされている組合員様に書類を送付させていただいており、多数のお問い合わせをいただいております。

現在当改良区では、総代会の承認を得て、維持管理の基となる「維持管理計画書」の変更手続きを進めております。

「維持管理計画書」とは、改良区設立時に造成された施設（ポンプ場、排水路など）をどのように管理していくかについて記されたものです。

平成28年度より太陽光発電設備を田村町のポンプ場に設置し、売電収入を維持管理費に充てて経費削減をはかっておりますが、これが計画書に未記載であり、県の監査のなかで



これを記載するよう指摘を受けました。

この手続きは法律に基づき組合員様の同意が必要となり、その審査がありますが、農地の貸し借りをされている方については、農業委員会のデータ上、ひとつの農地に対し所有者・耕作者2つの情報が記載されています。

同意書が有効であるかの審査をするうえで、組合員が所有者の方である、ということを先に農業委員会に承認していただく必要があるため、その書類を送付させていただきました。

次の総代会まで時間がなく、突然のご連絡となり、大変申し訳なく思いますが、適正な運営のため必要な手続きとなりますことをご理解いただき、ご協力のほどお願いいたします。

以下、土地改良区だより抜粋、維持管理計画書変更案抜粋を掲載しますのでご確認ください。

\* 新たに田んぼに太陽光施設を作るのはありません。

\* この件に関して、費用は発生しません。

\* 農地の賃貸借契約に影響はありません。

\* お知り合い等と相対で耕作をおねがいされている農地については記載しておりません。すべてがそのような農地ばかりの方は本手続きは必要ありませんので、書類を送付しておりません。

同意書をいただく前には、長浜・米原市役所、当改良区掲示板、当改良区ホームページにて、変更計画書の全内容を公告した後にお願いすることとなります。

何も知らされないまま手続きされてしまう、ということはありませんのでよろしくお願ひいたします。



# お知らせ

過年度事業の償還が完了したところですが、施設の老朽化は進行を続けています。

また、電気料金高騰等、維持管理費についても増大傾向にあり、賦課金の値上げに踏み切っている改良区もあります。

当改良区ではなるべく組合員様に負担がかからないよう計画的に施設更新を進めており、毎年の揚水・蓄水計画の見直し等による経費の削減にも努めています。

軽微な補修も可能な限り職員が直接対応しております。  
漏水等を発見されましたらぜひお知らせください。

## 職員による直営補修



## パイプラインにご注意ください！

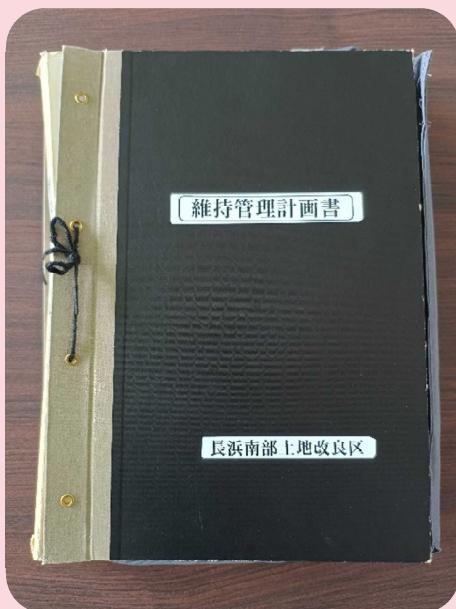
各場所や道水路との境界線には送水管（パイpline）が埋設されています。

このため転用時には土地利用に制限がかかる場合があります。（一定面積の建築不可など）

特に転用後の売買の際、このことを買主に説明されなかったことにより、後々トラブルになることもあります！

自分の土地に埋設管がないかご確認いただき、わからぬときは土地改良区までお問い合わせください。

## 維持管理計画書の変更手続きについて



土地改良区の管理施設や管理の方法等、基礎的な事項を定めた計画書「維持管理計画書」について、当改良区では昭和57年(合併設立時)より更新されておらず、県に対する変更認可申請を行うことが今年の総代会において議決されました。

**この計画書の変更には  
全ての組合員様から  
同意書を提出いただく  
必要があります。**

|       |   |
|-------|---|
| 同意書   |   |
| _____ |   |
| _____ |   |
| _____ |   |
| 氏名    | 印 |

お手数ですが順次手続きを進めてまいりますので、書類の返送等ご協力のほどお願いいたします。

# \* 抜粹

土地改良事業計畫書  
( 変更 )

長浜南部土地改良区

## 目 次

|               |       |       |
|---------------|-------|-------|
| 変更事由          | ..... | 1     |
| 第1章 地域及び地積    |       |       |
| 第1節 地 域       | ..... | 2     |
| 第2節 地 積       | ..... | 2     |
| 第2章 地域の現況     |       |       |
| 第1節 地 形       | ..... | 3     |
| 第2節 気 象       | ..... | 3     |
| 第3節 水利状況      | ..... | 4     |
| 第4節 耕地面積      | ..... | 4     |
| 第3章 維持管理計画    |       |       |
| 第1節 目 的       | ..... | 5     |
| 第2節 管理施設      | ..... | 5~16  |
| 第3節 管理方法      | ..... | 17~19 |
| 第4章 維持管理費     |       |       |
| 第1節 揚水費       | ..... | 19~20 |
| 第2節 穂水時における措置 | ..... | 20    |
| 第3節 洪水時における措置 | ..... | 20    |
| 第4節 その他       | ..... | 20    |
| 第5章 図面及び関係資料  | ..... | 21~23 |

## 土地改良事業(維持管理)計画の変更事由書

### ○変更を必要とする理由

当地区は、昭和50年代における琵琶湖総合開発に伴い、県営かんがい排水事業及び場整備事業を実施し、受益が重複する長浜市南部土地改良区・長浜南土地改良区の合併により昭和57年に設立されている。この際、両改良区の維持管理計画書を合わせて一編とし認可申請書に付されているが、統合された計画書が存在せず、また受益地や管理施設についても増減が生じているため、土地改良事業(維持管理)計画の変更を行うものである。

### ○変更内容

#### 1. 事業施行地域の変更

| 町名                   | 旧地積          |           |              | 新地積         |          |             | 町名                                 | 旧地積         |           |             | 新地積         |           |             |
|----------------------|--------------|-----------|--------------|-------------|----------|-------------|------------------------------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|
|                      | 地積(田)        | 地積(畠)     | 地積計          | 地積(田)       | 地積(畠)    | 地積計         |                                    | 地積(田)       | 地積(畠)     | 地積計         | 地積(田)       | 地積(畠)     | 地積計         |
| 長浜市(m <sup>2</sup> ) | 地積(田)        | 地積(畠)     | 地積計          | 地積(田)       | 地積(畠)    | 地積計         | 町名                                 | 地積(田)       | 地積(畠)     | 地積計         | 地積(田)       | 地積(畠)     | 地積計         |
| 勝町                   | 78,000.00    | 2,000.00  | 80,000.00    | 0.0         | 0.0      | 0.0         | 下坂中町                               | 130,000.00  | 1,000.00  | 131,000.00  | 102,367.6   | 1,160.0   | 103,527.6   |
| 小一条町                 | 76,000.00    | 0.00      | 76,000.00    | 70,400.0    | 3,156.0  | 73,556.0    | 寺田町                                | 112,000.00  | 8,000.00  | 120,000.00  | 84,020.6    | 7,412.0   | 91,432.6    |
| 布勢町                  | 349,000.00   | 15,000.00 | 364,000.00   | 315,488.0   | 12,517.0 | 328,005.0   | 高橋町                                | 291,000.00  | 32,000.00 | 323,000.00  | 284,093.9   | 21,029.0  | 305,122.9   |
| 名越町                  | 219,000.00   | 0.00      | 219,000.00   | 243,851.0   | 2,721.0  | 246,572.0   | 田村町                                | 522,000.00  | 34,000.00 | 556,000.00  | 270,038.5   | 4,556.0   | 274,594.5   |
| 鳥羽上町                 | 103,000.00   | 3,000.00  | 106,000.00   | 163,101.0   | 4,742.0  | 167,843.0   | 下坂浜町                               | 37,000.00   | 0.00      | 37,000.00   | 47,653.2    | 0.0       | 47,653.2    |
| 常喜町                  | 714,000.00   | 34,000.00 | 748,000.00   | 676,584.0   | 27,458.0 | 704,042.0   | 宮司町                                | 317,000.00  | 4,000.00  | 321,000.00  | 149,883.0   | 1,720.0   | 151,603.0   |
| 本庄町                  | 431,000.00   | 11,000.00 | 442,000.00   | 386,141.2   | 15,623.0 | 401,764.2   | 大東町                                | 172,000.00  | 20,000.00 | 192,000.00  | 177,479.0   | 8,342.0   | 185,821.0   |
| 八条町                  | 494,000.00   | 18,000.00 | 512,000.00   | 461,864.0   | 8,931.0  | 470,795.0   | 今川町                                | 442,000.00  | 13,000.00 | 455,000.00  | 403,086.0   | 5,615.0   | 408,701.0   |
| 加田町                  | 1,288,000.00 | 49,000.00 | 1,337,000.00 | 1,157,375.2 | 21,227.9 | 1,178,603.1 | 七条町                                | 337,000.00  | 4,000.00  | 341,000.00  | 307,948.0   | 7,300.0   | 315,248.0   |
| 加田今町                 | 220,000.00   | 5,000.00  | 225,000.00   | 213,249.9   | 1,414.0  | 214,663.9   | 石田町                                | 70,000.00   | 0.00      | 70,000.00   | 173,326.0   | 416.0     | 173,742.0   |
| 室町                   | 202,000.00   | 4,000.00  | 206,000.00   | 90,509.4    | 1,059.4  | 91,568.8    | 長浜市 計                              | 7,447,000.0 | 339,000.0 | 7,786,000.0 | 6,396,813.8 | 186,869.1 | 6,583,682.9 |
| 大辰巳町                 | 171,000.00   | 2,000.00  | 173,000.00   | 73,209.0    | 0.0      | 73,209.0    | 米原市(m <sup>2</sup> )<br>(舟崎・顔戸・高溝) |             |           |             |             |           |             |
| 永久寺町                 | 403,000.00   | 36,000.00 | 439,000.00   | 384,311.0   | 21,944.0 | 406,255.0   |                                    | 8,400.00    | 0.00      | 8,400.00    | 138,200.0   | 0.0       | 138,200.0   |
| 大戌亥町                 | 269,000.00   | 44,000.00 | 313,000.00   | 160,834.4   | 8,525.8  | 169,360.2   | 合計                                 | 7,455,400.0 | 339,000.0 | 7,794,400.0 | 6,535,013.8 | 186,869.1 | 6,721,882.9 |

#### 2. 管理すべき施設及び管理方法の変更 以下参照

# 今回追加

## 8. 太陽光発電施設

| 種類または名称     | 構造規模   | 数量   | 売電開始日     |
|-------------|--|------|-----------|
| 太陽光パネル      | 京セラ(株)モジュールKJ200P-3DJ2CE<br>typeG陸屋根用200W多結晶 | 108枚 |           |
| パワーコンディショナー | EPC-B-S99P<br>単相9.9KWパワコン                    | 2台   | 平成28年4月1日 |
| 鉄架台等附帯構造物   |  | 1式   |           |